

2022年（令和4年）3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づく特定個人情報保護評価書（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書）について（答申）

2022年（令和4年）2月25日付けで諮問（第1126号）された特定個人情報保護評価書について点検を行ったため、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

特定個人情報保護評価書（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書）については、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づく特定個人情報保護評価書（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書）に係る実施機関の説明は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

2013年（平成25年）5月31日に番号法等関連法が公布され、導入された番号制度は、社会保障制度、税制、災害対策等の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものである。

これら関連法により国民一人一人に付番された個人番号を基に2017年（平成29年）1月から社会保障、税及び災害対策分野における各種行政手続に際し、住民基本台帳の情報、税に関する情

報及び他の給付状況等の情報連携が行政機関間において行われている。当該情報連携は地方公共団体情報システム機構が運営する情報提供ネットワークシステムを介して行われる。

番号法は、特定個人情報不正に利用された際に、個人のプライバシー等の権利利益が侵害されるおそれがあるため、その保護措置の一つとして、特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対し、特定個人情報の漏えいやその他の事態が発生する危険性及び影響に関する評価を当該特定個人情報ファイルを保有する前に自ら実施することを義務付けている。この評価を特定個人情報保護評価という。特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際しては、評価対象の事務の対象人数、特定個人情報ファイルの取扱者数、過去の特定個人情報に関する重大事故発生の有無によるしきい値判断を行う。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務のしきい値判断については、対象人数は住民登録を有する者のうち、予防接種法等関連法令に基づく対象者約41万人、特定個人情報ファイルの取扱者数は、地域保健課新型コロナウイルスワクチン接種担当の職員約20人であり、過去に特定個人情報に関する重大事故は発生していないことから、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当する。

全項目評価に該当した事務については、番号法、規則及び指針に基づき、評価書作成後に住民からの意見を聴取し、意見反映後に第三者機関による点検（諮問）を行わなければならないことから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 評価書の概要

ア 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務において予防接種対象者の情報を管理するために使用するシステムは、次のとおりである。

(ア) ワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）

VRSは、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録を管理することに特化したシステムであり、国（デジタル庁）が開発、運用及び保守を行っている。

自治体は、特定個人情報を含む予防接種法等関連法令に基づく新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者に関する情報（自治体コード、接種券番号、氏名、生年月日、マイナンバー等）を総合行政ネットワーク（LGWAN）によりVRSへアップロードする。対象者に予防接種が実施されると、接種実施機関が、本人同意の上、VRS専用タブレット端末からインターネット経由で接種記録をVRSへアップロードする。なお、VRSへ送信される情報に特定個人情報は含まれな

い。V R S へアップロードされた接種記録は、自治体コード及び接種券番号を連携キーとして、V R S 上に登録されている接種対象者の情報に紐付けられ、接種済情報が記録される。V R S 上の接種記録は、転出入者に係る自治体間の情報照会及び提供、予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会並びに予防接種証明書の電子申請受付及び交付等に利用する。

(イ) 保健所・保健センター業務情報システム（業務共通システム、予防接種サブシステム）

市が住民に実施する予防接種に係る情報は、従来、保健所・保健センター業務情報システムを活用している。同システムは、住民記録システムと連携しており、予防接種サブシステムにおいて各種予防接種に係る対象者の管理、接種記録の登録及び管理並びに接種券発行等を行っている。

なお、予防接種の接種記録については、団体内統合宛名システム、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークシステムを通じて、他の自治体へ情報提供する。

イ 特定個人情報ファイル（予防接種対象者台帳）

予防接種対象者台帳は、住民基本台帳に記録されている者及び転出等で削除した者についての情報を蓄積したファイルである。当該ファイルは個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日及び住所）、その他住民票関係情報並びに健康・医療関係情報が記録されるものであり、特定個人情報ファイルとして保有するものである。

住民票関係情報は、住民記録システムから、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手するものである。なお、住民票関係情報を取り扱う担当課は、市民窓口センター及び各市民センターであり、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、当該ファイルにおいて区域内すべての住民情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理及び提供するものである。

また、予防接種関係情報（予防接種実施回数、予防接種実施日等）は、住民が予防接種を受けた医療機関から提出される予防接種券・予診票情報から入手するものであり、接種実施時には本人確認が実施されている。なお、転入者等の予防接種関係情報は、同様の手順を経て情報提供ネットワークシステムまたはV R S を介して他自治体から入手するものである。

住民票関係情報を基に予防接種関係情報を追記した予防接種対象者台帳の取扱いについては、保健所・保健センター業務情報システムの保守業務を委託している。また、V R S に登録された予防接種対象者台帳の取扱いについては、国が開発、運用及び保守業務を委託している。なお、保健所・保健センター業務情報シ

システムに登録された予防接種対象者台帳の情報は、他自治体に情報提供ネットワークシステムを介した提供を行う上で必要であるため、庁内連携システムを介した情報の移転が行われる。

予防接種対象者台帳の情報の保管及び消去については、予防接種法施行令第6条の2において、5年間保管すると定められているが、接種記録確認等の事務のため20年以上の長期間保管する必要があるものである。ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出すことができないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立会いを行う等、確実な履行を担保する。

ウ しきい値判断の結果

(ア) 評価対象の事務の対象人数

約41万人（区域内の住民のうち新型コロナウイルス感染症対策に係る 予防接種対象者）

(イ) 特定個人情報ファイルの取扱者数

約20人（地域保健課新型コロナウイルスワクチン接種担当）

(ウ) 過去の特定個人情報に関する重大事故発生の有無

発生なし

エ 評価実施機関

藤沢市長（所管部署 健康医療部保健所地域保健課）

オ 公表しない部分の有無

なし

カ 特定個人情報ファイルの保有時期

2021年（令和3年）5月17日から

キ リスク対策

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策は、大きく分けて、特定個人情報の入手、特定個人情報の使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、情報提供ネットワークとの接続及び特定個人情報の保管・消去の6項目であり、それ以外のリスク対策については監査、従業員に対する教育・啓発及びその他の対策の3項目について明記している。

(3) 住民に対する意見聴取の内容

ア 意見聴取期間

2022年（令和4年）1月25日から同年2月24日まで

イ 意見聴取の結果

意見はなし

(4) 提出書類

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

- イ 特定個人情報保護評価に関する規則
- ウ 特定個人情報保護評価指針
- エ 特定個人情報保護評価書（案）
- オ 藤沢市保健所・保健センター業務情報システム賃貸借契約書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) 適合性について

実施機関では、本評価の実施手続等について、次のように述べて
いる。

ア 指針に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる
ことから、本評価書を作成した。

(ア) しきい値判断については、対象人数は住民登録を有する者の
うち予防接種法等関連法令に基づく対象者約41万人である
ため、当該事務の特定個人情報保護評価は全項目評価に該当す
る。なお、特定個人情報ファイルの取扱者数は、地域保健課新
型コロナウイルスワクチン接種担当の職員約20人である。

(イ) 本評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護
評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載し
た。

イ 指針第5の3(3)イに全項目評価書を公示して広く住民等の
意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目
評価書に必要な見直しを行うものとする、と規定されていること
から、2022年(令和4年)1月25日から同年2月24日ま
での間に住民に対する意見聴取を実施した。なお、意見はなかつ
た。

ウ 指針第5の3(3)イに、公示し住民等の意見を求め、必要な
見直しを行った全項目評価書について、第三者点検を受けるもの
とする、と規定されていることから、今回、藤沢市個人情報保護
制度運営審議会に諮問し、第三者点検を受けるものである。

以上のことから判断すると、本評価の実施手続等は、指針に定め
る実施手続等に適合していると認められる。

(2) 妥当性について

実施機関では、本評価の内容について、次のように述べている。

ア 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた
入手を除く。)について、届出等特定個人情報を入手する際は、
本人確認書類の確認を厳格に行うこととしており、対象者以外の
情報の入手を防止する等の措置を講ずる。

イ 特定個人情報の使用について、団体内統合宛名システムでは、
個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことができない

等，個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう措置を講ずる。

なお，接種券交付事務，接種歴の登録事務及び保健所・保健センター業務システムを使用した接種歴の管理事務では，個人番号は使用しない。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いを委託について，委託先の選定に際しては，主管課の長が業者に対して，個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認する等の措置を講ずる。

エ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）について，VRSにおいて他市区町村への提供の記録を取得し，受託業者から情報提供等の記録を入手することで記録の確認をする等の措置を講ずる。

オ 情報提供ネットワークシステムとの接続について，情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は，情報提供許可証の発行及び照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め，情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する等の措置を講ずる。

また，中間サーバーと既存システム，中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は，高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより，安全性を確保する。

カ 特定個人情報の保管・消去について，特定個人情報を保管するサーバーの設置場所において，入退室管理を行う等の物理的対策を講ずる。

また，特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは，インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置する等の技術的対策を講ずる。

以上のことから判断すると，本評価の内容は，指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

以上に述べたところにより，特定個人情報保護評価書（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書）については，妥当であると認められる。

以 上